

労働者派遣事業に関わる情報（マージン率の公開）

労働者派遣法により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の割合（マージン率）を公開することが義務付けられております。（法第23条第5項）

社名：有限会社アキタドリームサービス 対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業所：秋田営業所 〒010-0904 秋田市保戸野原の町11-41 デザインテックビル 1階

1. マージン率

①	派遣労働者の数	69人
②	派遣先の数	8社
③	マージン率 * $(⑤-⑥) \div ⑤$	35.7%
④	教育訓練に関する事項	安全衛生教育・マナー・キャリア形成支援
⑤	派遣料金1人当たりの平均額	14,065円（1日8時間当たり換算）
⑥	賃金の1人当たりの平均額	9,047円（1日8時間当たり換算）
⑦	福利厚生関連	社会保険完備・育児介護、他・健康診断 退職金制度（中退共への加入）

2. マージン率に含まれる費用

- ・社会保険料・労働保険料の事業主負担分
- ・有給休暇費用
- ・教育訓練費用
- ・健康診断費用
- ・会社運営費用

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か：締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・労使協定の有効期間の終期：令和7年3月31日

令和6年4月1日更新